

# 市内在住の外国人のみなさんへ 住民登録制度が変わります

近年日本に入国・在留する外国人が増加していることを受け、より良い行政サービスを提供するため日本人と同様に外国人も住民基本台帳法の対象とする制度が平成24年7月9日から始まります。

市民課戸籍係 ☎ 25 1 1 2 7

## 外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に加わります

現在、外国人は外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載され、住民票は作成されていません。しかし、今回の改正で日本人と同様に住民票が作成されることとなります。7月9日以降は、外国人と日本人と一緒に暮らしている複数国籍世帯で同一世帯であれば、住民票が共に作成されることとなります。

## 住民票を作成する外国人住民の対象者

観光などの短期滞在者を除いた適法に3か月を超えて在留する外国人で、鳥羽市内に住所を有する次の①～④に該当するかたについて住民票を作成します。

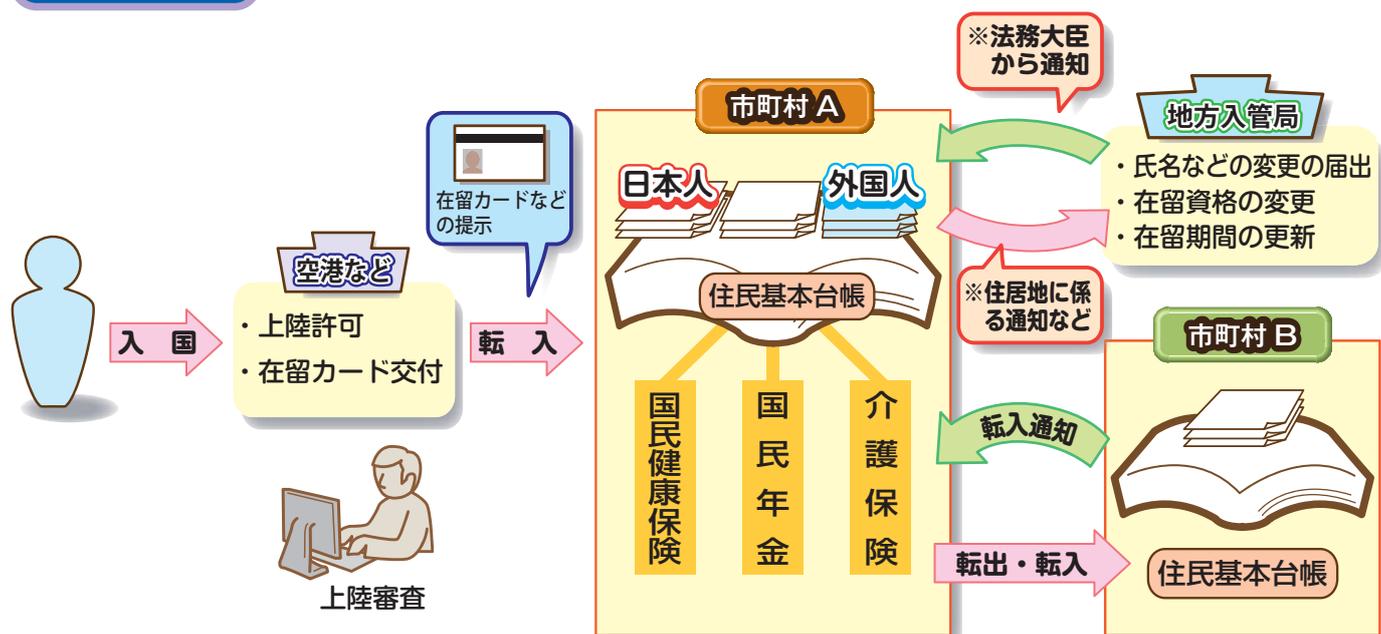
- ① 中長期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④ 出生または国籍喪失による経過滞在者

※上記以外のかたや、改正法施行日に在留資格・在留期間が更新されていないかたについては住民票が作成されない場合がありますので、お早めに所定の手続きをお願いします。

## 仮住民票を送ります

住民票の作成対象者には、外国人登録原票を基に仮住民票を作成して5月頃に送りますので、内容の確認をお願いします。

### 改正後イメージ



※他市町村への住所変更の際には、転入届と転出届が必要となります  
 ※各種届出の際には必ず異動者全員の在留カードなどをお持ちください